

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改正後
<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 4(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)に関する措置については、「<u>総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(13)</u>」の記載がなされているか。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7(社内規則等)に関する措置については、「<u>総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(14)・(15)</u>」までの体制が整備されているか。</p> <p>(11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「<u>総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(20)</u>」の措置が講じられているか。</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「<u>総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(17)</u>」に記載するような体制が整備されているか。</p> <p>(16) (略)</p>	<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 4(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)に関する措置については、「<u>総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(14)</u>」の記載がなされているか。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7(社内規則等)に関する措置については、「<u>総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(15)・(16)</u>」までの体制が整備されているか。</p> <p>(11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「<u>総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(21)</u>」の措置が講じられているか。</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「<u>総合指針Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等(18)</u>」に記載するような体制が整備されているか。</p> <p>(16) (略)</p>